

「さいたまけん★こどものこえ」メンバー募集に係る広報業務委託 質問回答

令和8年2月26日(木)17時までに提出のあった質問事項について、下記のとおり回答いたします。

No.	質問		回答
	項目	内容	
1	インターネット広告について	募集要領資料の「(2)企画提案書等の提出」に記載の「※②提案数は、サムネイルとバナーで各2案を上限とする」となっておりますが、バナーのみの提案でもよろしいでしょうか？	原則、バナーのみの提案で問題ありません。独自企画案として、動画作成や動画広告配信を提案する場合は、サムネイル画像案を提出してください。
2	インターネット広告について	配信NGの媒体があればご教示いただきたいです。	配信NGの広告媒体はありません。ターゲット層に対しての広報効果が最大化するように、広告媒体を選定してください。
3	インターネット広告、チラシデザインについて	令和7年度の広告業務、チラシデザインについて課題点と継続したい点があれば教えていただきたいです。	<p>以下のようなデザインであることが望ましいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生向けのチラシの文字数が多くならないこと</li> <li>・様々なこどもから多様な意見を聴くという趣旨が伝わるもので、多くの者の興味を引きつけられること</li> </ul> <p>なお、「さいたまけん★こどものこえ」のロゴについては、募集要領及び仕様書に記載のとおり、昨年度と同様のものを使用してください。</p>
4	独自企画案について	埼玉県庁のSNSアカウント(X、Instagram、facebook、LINE、YouTube)の利用について、昨年同様、投稿の依頼やSNSアカウントを利用した施策の提案は不可でしょうか？	<p>埼玉県公式X、LINE、Facebookアカウントについては、メンバー募集開始時に、県で投稿を実施する予定です。受託者は、これらの県公式アカウントを利用しての広報は実施できません。</p> <p>また、県公式Instagramは、県で投稿を実施する予定はなく、受託者も利用できません。</p> <p>県公式YouTubeアカウントは、独自企画案として、動画を作成する場合には、本委託業務で作成した動画を県で掲載します。YouTubeを活用した広報を実施する場合は、県公式YouTubeアカウントに掲載した動画を広告配信してください。なお、作成した動画以外を掲載することはできません。</p>
5	独自企画案について	SNSアカウントを「さいたまけん★こどものこえ」用に独自で立ち上げることは可能でしょうか？	アカウントの立ち上げは不可です。

No.	質問		回答
	項目	内容	
6	独自企画案について	インターネット広告以外の広告提案も独自企画案としてご提案可能でしょうか？	可能です。募集要領に記載のとおり、中学生・高校生の登録者を増やすための独自企画案であることが望ましいです。
7	独自企画案について	埼玉県サイトの募集ページ自体の改善は提案可能でしょうか？	改善提案は可能ですが、レイアウト等については、県ホームページのシステム上の制約等がありますので、対応できない場合があります。
8	その他	昨年、公開している動画は引き続き使用いたしますか？ 動画を広告に用いる場合は、昨年の動画を流用となりますでしょうか？	現時点では、令和7年度メンバー募集に使用した動画を引き続き使用する予定はありません。
9	その他	埼玉県で想定している広報施策はございますか？	埼玉県公式X、LINE、Facebookアカウントでの投稿や、学校・子育て支援施設を通じた周知を実施する予定です。 なお、予定のため、変更となる場合があります。